

設備士・充てん作業者 再講習について Q & A

再講習とは？

「液化石油ガス設備士」又は「充てん作業者」の免状取得者が、一定期間ごとに受けることを義務付けられている講習です。

再講習はいつ受講すればいいのか？

○初回

免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始日から3年以内

○2回目以降

前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内

右表に受講の時期の例を掲載しています。

※表内の「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間です。

設備士・充てん作業者 再講習受講例

例：令和2年度に免状を取得した場合の受講時期

	取得年度	取得時期
免状取得	令和2年度	令和2年4月1日 ～ 令和3年度3月31日



	受講年度	受講期間
1回目 (3年以内)	令和5年度	令和5年4月1日 ～ 令和6年度3月31日
2回目 (5年以内)	令和10年度	令和10年4月1日 ～ 令和11年度3月31日
3回目 (5年以内)	令和15年度	令和15年4月1日 ～ 令和16年度3月31日
4回目 (5年以内)	令和20年度	令和20年4月1日 ～ 令和21年度3月31日

業務主任者講習について Q & A

業務主任者講習とは？

「業務主任者」「業務主任者の代理人」に選任された方が、一定期間ごとに受けることを義務付けられている講習です。

業務主任者とは？

販売事業主から選任を受けて、以下の職務を行う者です。

(液石法第20条、液石法規則第24条)

- ・ 指定登録事項変更時の届け出の監督
- ・ 14条書面の作成及び作成指導
- ・ 「販売の方法」「貯蔵施設」「供給設備」が液石法の基準に適合されるように監督
- ・ 保安教育の計画立案、実施又はその監督
- ・ 保安業務の実施及びその結果の確認
- ・ 貯蔵施設又は特定供給設備の監督(無許可変更等)
- ・ 充填設備(民生用バルクローリーの監督(無許可変更等))
- ・ 帳簿の記載及び報告の内容について監督

誰を業務主任者に選任すればいいのか？

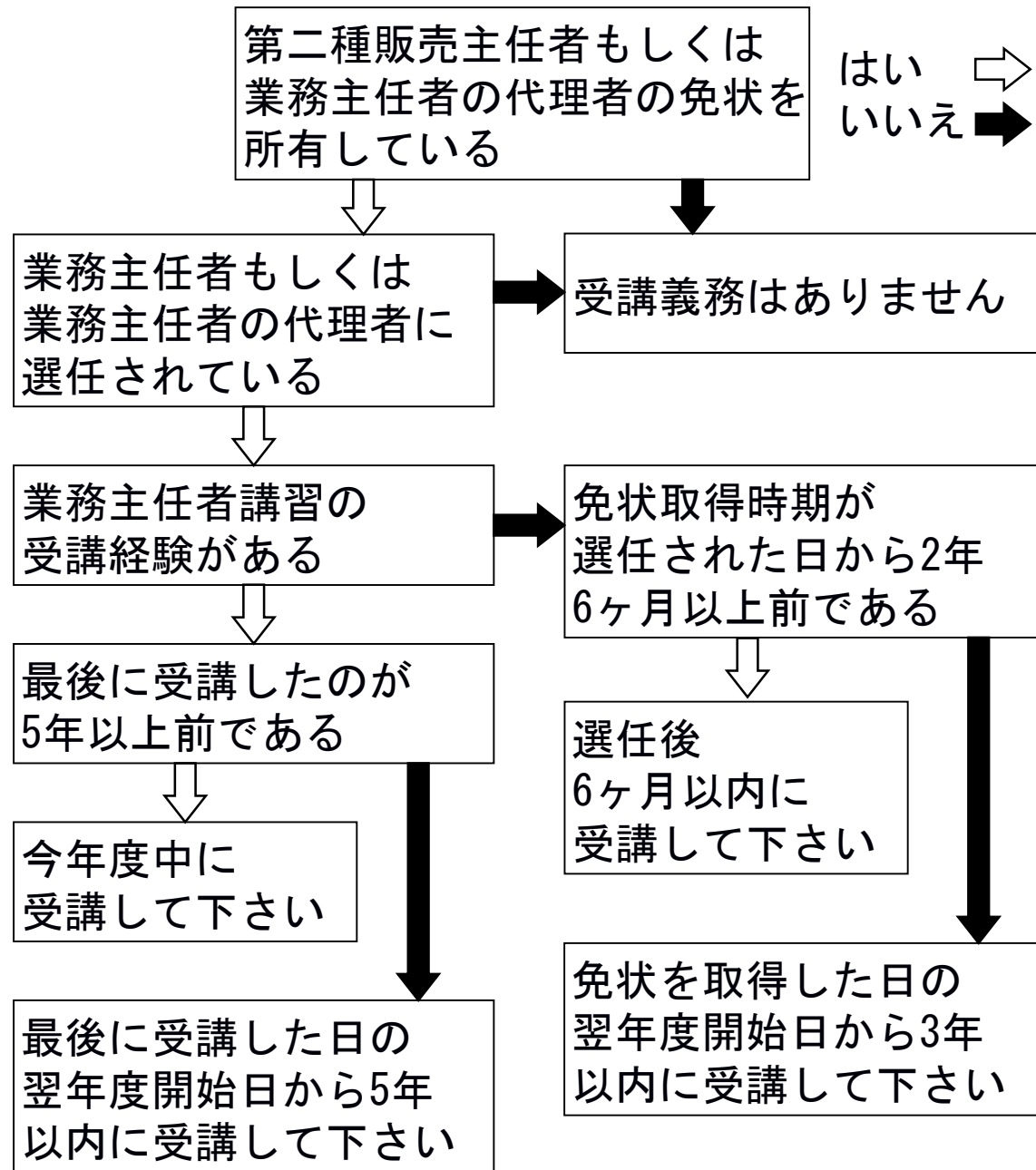
第二種販売主任者免状の交付を受け、かつ6ヶ月以上の液化石油ガスの販売の実務に従事した者が業務主任者の選任対象になります。

業務主任者講習はいつ受講すればいいのか？

受講の時期については右表をご覧ください。

※表内の「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間です。

業務主任者受講対象者



保安係員講習について Q & A

保安係員講習とは？

「保安係員」「保安係員の代理者」に選任された方が、一定期間ごとに受けることを義務付けられている講習です。

保安係員とは？

第1種製造者などから選任を受けて、以下の職務を行う者です

- ・ 製造施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合するように監督すること。
- ・ 製造の方法が技術上の基準に適合するように監督すること
- ・ 定期自主検査の実施を監督すること
- ・ 製造施設及び製造の方法についての巡視及び点検を行うこと
- ・ 高圧ガスの製造にかかる保安についての作業標準、設備管理基準及び協力会社管理基準並びに災害の発生またはその恐れがある場合の措置基準の作成に関し、助言を行うこと
- ・ 災害の発生またはその恐れがある場合における緊急措置を実施すること

誰を保安係員に選任すればいいのか？

製造保安責任者(冷凍以外)免状の交付を受け、かつ1年以上の液化石油ガスの販売の実務に従事した者が保安係員の選任対象になります。

保安係員講習はいつ受講すればいいのか？

受講の時期については右表をご覧ください。

※表内の「年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間です。

保安係員受講対象者

